

# 評議員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 まほろば福社会

社会福祉法人まほろば福祉会  
評議員報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人定款第13条に規定する評議員に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(報 酬)

第2条 評議員に対する報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が評議員会に出席した場合、その他法人の業務を行なうため旅行した場合は、費用を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費支給の例により計算した額とする。但し、評議員会に出席した場合の旅費は一律1,000円とする。  
日当の額は行程及び時間にかかわらず、4,000円とする。

(費用弁償の方法)

第4条 費用弁償の方法については、職員の例による。

(調 整)

第5条 理事を兼ねる評議員が、理事会と同じ日に開催される評議員会に出席した場合は、日当及び旅費は支給しない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。